

長野県長野建設事務所告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月20日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

1 路線名 長野豊野線

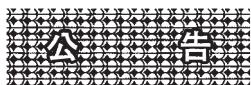
2 供用を開始する区間

長野市豊野町蟹沢字高岡155番の3地先から

長野市豊野町蟹沢字北曾峰148番の6地先まで

3 供用を開始する期日 平成30年12月20日

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達產品等の種類及び数量

工業技術総合センター以下12施設で使用する電気

予定契約電力1,362 kW及び予定使用電力量3,691,000 kWh
各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。

(2) 調達產品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した予定契約電力に対する単価及び予定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分

の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。

(8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県産業労働部産業政策課

電話 026 (235) 7192

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/kensei/soshiki/soshi/30nyusatsu.html>

5 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成31年2月5日(火) 午後2時
イ 場所 長野県庁 東庁舎1階入札室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 受領期限 平成31年2月4日(月) 午後5時
イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県産業労働部産業政策課
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成31年1月21日(月)午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、平成31年2月4日(月)午後1時までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- (10) 契約の締結
この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be consumed in 12 facilities in Nagano
- (2) Contract period:
From April 1, 2019 until March 31, 2020
- (3) Places where the product is procured:
12 facilities including the following:

Nagano Prefecture General Industrial Technology Center (Address: 1-18-1 Wakasato, Nagano City)

(4) Contact point for the tender information; description/conditions/and other inquiries:
Industrial Policy Division, Industry and Labor Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
TEL +81-26-235-7192 (in Japanese only)

(5) Time and place for the tender:
Time: 2:00PM, Tuesday, February 5, 2019
Place: Bidding Room, 1st Floor, East Annex, Nagano Prefectural Government

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail:
Time: 5:00PM, Monday, February 4, 2019
Mailing Address: Industrial Policy Division, Industry and Labor Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minaminagano,
Nagano City 380-8570 JAPAN

産業政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
伊那都市計画道路事業
3・3・1号環状北線、3・4・6号竜東線及び3・4・35号中央北町線
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
伊那建設事務所（伊那市荒井3497）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
長野県伊那市山寺及び中央地内
 - (2) 使用の部分
長野県伊那市山寺及び中央地内

都市・まちづくり課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成30年2月8日から11月13日までの間に352機関について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成30年12月20日

| | |
|---------|------|
| 長野県監査委員 | 田口敏子 |
| 同 | 西沢利雄 |
| 同 | 西沢昭子 |
| 同 | 西沢正隆 |

平成30年度定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに平成30年度監査等基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

2 対象年度

平成29年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

全機関（352機関：一般会計・特別会計346機関、企業特別会計6機関）について、平成30年2月8日から11月13日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表のとおりです。

4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計及び企業特別会計の実施機関352機関のうち、155機関については実地監査を、197機関については書面監査を、それぞれ実施しました。

| | 区分 | 実施機関数 | | |
|-------------|---------|-------|--------|--------|
| | | | うち実地監査 | うち書面監査 |
| 一般会計・特別会計 | 本 庁 | 8 2 | 8 1 | 1 |
| | 現 地 機 関 | 2 6 4 | 7 2 | 1 9 2 |
| | 計 | 3 4 6 | 1 5 3 | 1 9 3 |
| 企 業 特 別 会 計 | 本 庁 | 1 | 1 | 0 |
| | 現 地 機 関 | 5 | 1 | 4 |
| | 計 | 6 | 2 | 4 |
| 合 計 | | 3 5 2 | 1 5 5 | 1 9 7 |

(2) 工事等監査については、上記(1)の実施機関352機関のうち、工事実施機関である環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局の本庁及び現地機関のうち35機関を対象に、建設工事及び建設工事に係る業務委託について、件数で1,372件、契約金額で689億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：11.1%、抽出金額率：38.4%）。実施機関の一覧は、別表（*印箇所）のとおりです。

| 区分 | 全 体 箇 所 | | うち抽出箇所 | |
|-----------|------------|------------|----------|----------|
| | 件 数 | 金額（億円） | 件 数 | 金額（億円） |
| 工 事 | 8, 0 3 7 | 1,4 0 7. 3 | 8 2 4 | 5 1 7. 0 |
| 委 託 | 4, 3 2 5 | 3 8 7. 3 | 5 4 8 | 1 7 2. 6 |
| 計 | 1 2, 3 6 2 | 1,7 9 4. 6 | 1, 3 7 2 | 6 8 9. 6 |
| 抽 出 率 (%) | — | — | 1 1. 1 | 3 8. 4 |

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

5 重点監査（テーマ別監査）

テーマを「現金又は証券の収納に係る事務処理状況について」及び「地すべり対策における地下水排除工について」として実施しました。

第2 監査結果

1 監査結果

(1) 総括

一般会計・特別会計において、指摘事項が2件、指導事項が17件、検討事項が6件ありました。

企業特別会計においては、指摘事項が1件ありました。

指摘事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

また、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

(件数)

| 区分 | 一般会計・特別会計 | | | | 企業特別会計 | | | | 総計 |
|--------|-----------|------|------|----|--------|------|------|----|----|
| | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 合計 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 合計 | |
| 収入事務 | | 7 | 3 | 10 | | 1 | | 1 | 11 |
| 契約事務 | 1 | 2 | | 3 | | | | | 3 |
| 支出事務 | 1 | 7 | | 8 | | | | | 8 |
| 補助金事務 | | 1 | 2 | 3 | | | | | 3 |
| 財産管理事務 | | | 1 | 1 | | | | | 1 |
| その他 | | | | | | | | | |
| 合計 | 2 | 17 | 6 | 25 | | 1 | | 1 | 26 |

【監査結果の区分】

指摘事項：明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項：指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項：制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

(2) 重点監査（テーマ別監査）

テーマ1 「現金又は証券の収納に係る事務処理状況について」

ア 監査目的

平成29年度の定期監査において、県営住宅監理員による県営住宅家賃の私的流用や入学審査料である証券を長期間事務室内に保管していた事例など、現金又は証券（以下「現金等」という。）の収納に係る事務処理について課題が見られました。

このような状況を受け、現金等の収納に係る事務処理の実態を調査し、現金等の取扱いや管理体制の合規性、安全性等を検証することを目的に実施しました。

イ 対象機関

平成29年度において、現金等の収納があった機関

ウ 実施方法

対象機関から重点監査調査書の提出を求め、実地監査及び書面監査を実施しました。

エ 監査の視点（主な着眼点）

- (7) 現金取扱員の任免等は適切に行っているか
- (4) 事務処理は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に則り適切に行っているか
- (ウ) 現金等の管理は適切に行っているか
- (I) 内部牽制体制は構築されているか
- (オ) 不適正な事務処理を防止するための独自の取組はあるか

オ 調査結果

(7) 概要

a 現金等を収納する機関の状況

平成29年度中に現金等の収納があったのは412機関※中124機関（30.1%）で、その内訳は、本庁が6機関、現地機関が118機

関となっていました。(表1)

※ 地域振興局の各課については、1課を1機関として集計しています。

表1 対象機関一覧

| 部局名 | 区分 | 監査実施機関 | 部局名 | 区分 | 監査実施機関 |
|-------|----|-----------------|---------------------|----|---------------|
| 地域振興局 | 現地 | 総務管理課(10) | 産業労働部 | 現地 | 工業技術総合センター(4) |
| | | 農地整備課(1) | | | 工科短期大学校 |
| | | 林務課(1) | | | 技術専門校(4) |
| | | 商工観光課(1) | 農政部 | 現地 | 農業大学校 |
| 企画振興部 | 現地 | 松本空港管理事務所 | | | 試験場(5) |
| 総務部 | 本庁 | 財産活用課 | 林務部 | 現地 | 林業総合センター |
| | | 税務課(県税徴収対策室) | 建設部 | 現地 | 建設事務所(10) |
| | | 情報公開・法務課 | | | 砂防事務所(3) |
| | 現地 | 県税事務所(10) | 会計局 | 本庁 | 会計課 |
| 県民文化部 | 現地 | 児童相談所(4) | 教育委員会 | 現地 | 教育機関(3) |
| 健康福祉部 | 現地 | 保健福祉事務所(10) | | | 高等学校(21) |
| | | 看護大学 | | | 特別支援学校(3) |
| | | 精神保健福祉センター | 警察本部 | 本庁 | 警察本部 |
| | | 総合リハビリテーションセンター | | 現地 | 警察署(16) |
| | | 動物愛護センター | 企業局 | 現地 | 発電管理事務所(1) |
| 環境部 | 本庁 | 資源循環推進課 | | | 水道管理事務所(2) |
| | 現地 | 千曲川流域下水道事務所 | 本庁6、現地機関118、合計124機関 | | |

b 現金等を収納する事務の内容

平成29年度中に現金等の収納があった事務は、124機関で40事務(延べ185事務)あり、多い順に複写機使用料(59機関)、生産物の売払い(20機関)、県税(付帯債権を含む)(11機関)となっていました。(表2)

表2 現金等を収納する事務の内容別機関数

| 内 容 | 機関数 | 内 容 | 機関数 |
|------------------------|-----|----------------------|-----|
| 複写機使用料 | 59 | 技能検定実技準備講習会受講料・材料費 | 1 |
| 生産物の売払い | 20 | 犬猫譲渡料金 | 1 |
| 県税(付帯債権含む) | 11 | 犬の運動場使用料 | 1 |
| 抑留犬の返還に係る費用 | 10 | 公衆浴場設備改善事業補助金返還金 | 1 |
| 納税証明書発行手数料 | 8 | 公壳代金・債権取立金 | 1 |
| 占用料(道路、河川) | 7 | 行政代執行費用弁済金 | 1 |
| 保健所手数料(諸証明書交付) | 7 | 作業療法作品の売払い | 1 |
| 母子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及び違約金 | 7 | 児童扶養手当の過誤払い返納金 | 1 |
| 入札保証金 | 5 | 診療報酬(本人負担分) | 1 |
| 機械器具等貸付け料 | 4 | 水道メーター損傷補償金 | 1 |
| 行政財産使用料(一時使用) | 4 | 図録等の売払い | 1 |
| 契約保証金 | 4 | 総合リハビリテーションセンター使用料等 | 1 |
| 県営住宅家賃等 | 4 | 着陸料及び停留料 | 1 |
| 高等学校授業料 | 3 | 中小企業設備近代化資金貸付金に係る未収金 | 1 |

| | | | |
|------------------|---|-------------|---|
| 在職者訓練スキルアップ講座受講料 | 3 | 入学審査料・受講審査料 | 1 |
| 生活保護費徴収金・返還金等 | 3 | 入館料 | 1 |
| 期満失効拾得物件の売払い | 2 | 不用品売払い | 1 |
| 理療科臨床実習治療費 | 2 | 文書料（診断書等） | 1 |
| ふるさと信州寄付金 | 1 | 放置違反金 | 1 |
| 技術講習受講料 | 1 | 寮宿泊代 | 1 |

c 収納額及び収納頻度

収納額は、県税など年間1億円を超えるものから、千円未満の複写機使用料といったものまで様々でした。

収納の頻度は、県税や生産物の売払いなどほぼ毎日のものから、契約・入札保証金等で年1回程度のものがありました。

(表3)

表3 収納の頻度と主な内容

| 収納の頻度 | 機関数 | 主な内容（機関数） |
|--------|-----|---|
| ほぼ毎日 | 42 | 県税（10）、複写機使用料（9）、納税証明書発行手数料（8）、生産物の売払い（6） |
| 週に数回程度 | 20 | 複写機使用料（8）、生産物の売払い（4） |
| 週に1回程度 | 46 | 複写機使用料（9）、抑留犬の返還に係る費用（8）、生産物の売払い（7）、母子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金等（6） |
| 月に1回程度 | 54 | 複写機使用料（21）、保健所手数料（6）、占用料（5） |
| 年に1回程度 | 23 | 複写機使用料（12）、契約保証金（3）、入札保証金（2）など |

(4) 調査内容

a 現金取扱員の任免状況（着眼点⑦）

現金取扱員の任免の状況は、124機関中79機関（63.7%）で任命しており、45機関（36.3%）では出納員のみが現金等を取り扱っていました。（表4）

また、任免にあたっては、全機関で伺い定め等決裁処理がなされていました。

b 現金領収書の状況（着眼点①）

現金等を収納した延べ185事務中、161事務（87.0%）で現金領

収書を交付していました。現金領収書を交付していない24事務

（13.0%）は、レジスターによるレシートの発行、ふり売りによる生産物の売払い、券売機やコインコピー機により収納している場合などがありました。（表5）

表5 現金領収書を発行していない事務

| 区分 | 内 容 |
|--------------|--|
| レジスターによるレシート | 納税証明書発行手数料、文書料（診断書等）、診療報酬、図録等の売払い |
| 所定の領収印を押印 | 県税、公売代金・債権取立金 |
| その他の | ふり売りによる生産物売払い、コインコピー機による複写機使用料、券売機による入館料、寄付受納証明書など |

現金領収書の書損の処理状況は、書損なしが83事務（51.6%）、書損の表示があり保存してあるものが75事務（46.6%）、書損の表示がなく保存してあるものが1事務（0.6%）、書損を破棄していたものが2事務（1.2%）となっていました。（表6）

表4 現金取扱員の任免状況

| 任免 | 機関数 | 割合 |
|----|-----|--------|
| あり | 79 | 63.7% |
| なし | 45 | 36.3% |
| 計 | 124 | 100.0% |

表6 現金領収書の書損の処理状況

| | 事務数 | 割合 |
|-----------|-----|--------|
| 書損なし | 83 | 51.6% |
| 書損表示あり、保存 | 75 | 46.6% |
| 書損表示なし、保存 | 1 | 0.6% |
| 書損あり、破棄 | 2 | 1.2% |
| 計 | 161 | 100.0% |

現金領収書の保管場所は、金庫が108事務（67.1%）、鍵付きキャビネットが32事務（19.9%）、鍵付きの机が19事務（11.8%）となっていましたが、机の上及びレターケースに保管している例が各1事務（0.6%）ありました。（表7）

表7 現金領収書の保管場所

| 保管場所 | 事務数 | 割合 |
|-----------|-----|--------|
| 金庫 | 108 | 67.1% |
| 鍵付きキャビネット | 32 | 19.9% |
| 鍵付き机 | 19 | 11.8% |
| 机の上 | 1 | 0.6% |
| レターケース | 1 | 0.6% |
| 計 | 161 | 100.0% |

c 現金出納簿の状況（着眼点④）

現金出納簿の状況は、財務規則等に定められた様式及びそれに準じて決裁欄等の項目を追加して使用している事務が併せて166事務（89.7%）、独自様式を使用しているのが10事務（5.4%）、使用していない事務が9事務（4.9%）ありました。（表8）

表8 現金出納簿の状況

| 現金出納簿の状況 | 事務数 | 割合 | 備考 |
|-----------------------|-----|--------|--|
| 規則等に定められた様式及びそれに準じたもの | 166 | 89.7% | 追加項目の例 決裁欄、担当者名、領収書No、領収書発行日など |
| 独自様式 | 10 | 5.4% | 収納状況一覧表、入札保証金チェック表、現金出納確認簿、収入日計表、所内処方箋など |
| 使用していない | 9 | 4.9% | 年1回の複写機使用料、契約保証金など |
| 計 | 185 | 100.0% | |

d 現金等の保管状況（着眼点⑤）

収納した現金等を保管する場合の保管場所は、金庫96機関（77.4%）、ロッカー・キャビネット17機関（13.7%）、机の引出し9機関（7.3%）、レジスター2機関（1.6%）となっており、夜間は施錠していました。（表9）

また、17機関（13.7%）で指定金融機関の夜間金庫を利用していました。

e つり銭の状況（着眼点⑥）

つり銭用現金取扱要領（平成11年4月30日付け11会第38号会計局長通知）に基づき、つり銭を保管している機関は17機関（13.7%）あり、それ以外の107機関（86.3%）では、つり銭の準備はていませんでした。（表10）

つり銭を保管している17機関の保管残高については、毎月会計管理者へ報告されていました。

f 指定金融機関等への払い込み状況（着眼点⑦）

収納した現金等の指定金融機関等への払い込み状況は、収納した日から5日以内に払い込んでいたのが113機関（91.1%）、5日以内に払い込めなかった事例があったのが11機関（8.9%）でした。（表11）

5日以内に払い込めなかった事例では、最長で15日目に払い込んでいたものがありました。

g 内部牽制体制の状況（着眼点⑧）

内部牽制のための取組として、全ての機関において現金等、現金領収書の記載額、現金出納簿のチェックを複数人で実施していました。

その他には、

- 現金取扱員ごとに現金出納簿を作成し、決裁回議

表9 現金等の保管場所

| 保管場所 | 機関数 | 割合 |
|-------------|-----|--------|
| 金庫 | 96 | 77.4% |
| ロッカー・キャビネット | 17 | 13.7% |
| 机の引出し | 9 | 7.3% |
| レジスター | 2 | 1.6% |
| 計 | 124 | 100.0% |

表10 つり銭の状況

| 保管 | 機関数 | 割合 |
|----|-----|--------|
| あり | 17 | 13.7% |
| なし | 107 | 86.3% |
| 計 | 124 | 100.0% |

表11 現金等の払い込み状況

| 払込み状況 | 機関数 | 割合 |
|-------|-----|--------|
| 5日以内 | 113 | 91.1% |
| 6日目 | 5 | 4.0% |
| 7日目 | 2 | 1.6% |
| 8日目以降 | 4 | 3.2% |
| 計 | 124 | 100.0% |

- ・窓口収納における収入済通知書と収納額・つり銭額を毎日確認
- ・証券は、納付（納入）受託証書により受託、額面等を係長が確認し銀行へ取立依頼
- ・現金領収書等は受払簿で管理、半年ごとに使用状況を点検
- ・つり銭は毎月、会計センター職員が確認
- ・受付業務は外部に委託し、現金取扱員が委託先の収入金管理状況をチェック
- ・貴重品ロッカー保管の状況をチェック

といった取組が見られました。

h 不適切な事務処理を防ぐための独自の取組（着眼点⑪）

不適切な事務処理を防ぐための取組としては、次のとおりです。

- ・現金等の取扱いに関すること

現金等取扱時（窓口収納、集金、銀行への払い込み等）は、必ず複数人で対応する。

即日納入を徹底し、銀行営業時間外の収納時のみ金庫に保管し翌日振り込む。

- ・現金等と関係書類のチェック関係

午前と午後の2回、書類と現金の合算を行っている。

起案文書にも現金取扱員の確認印欄を設けて受領を確認している。

- ・その他

担当職員に対するコンプライアンス研修を実施している。

所属独自の収納事務取扱要領を作成している。

会計処理を同じ職員が続けて行わないようシフトを組んでいる。

入札保証金の事前納付を依頼している。

カ 監査結果及び意見

今回の重点監査は、県の機関における現金等の収納に係る事務処理について、合規性及び安全性が確保されているかを着眼点として、直接収納における現金等の取扱いの適正化に資することを目的として実施しました。

対象機関における現金等の収納に係る事務処理は、財務規則等に則り、処理されていましたが、現金等の指定金融機関等への払い込みに関して、一部の機関で不適切な取扱いが見られました。

(7) 指導事項：直接収納における指定金融機関等への払い込みについて

a 一般会計・特別会計

財務規則第39条第2項では、現金又は証券を収納したときは、即日、又は払い込み難い特別の理由があるときは、収納した日から5日以内に指定金融機関等に払い込まなければならないと規定されていますが、5日を過ぎて払い込んでいた事例が9機関で認められました。

それらの主な原因は次のとおりです。

- ・担当者の休暇や休日が連続して5日を経過した。
- ・5日以内を「5営業日以内」と誤って認識していた。
- ・月、水、金曜日に銀行へ行くこととしていたため、連休と重なって5日を経過した。

（「3 指導事項」 参照）

b 企業特別会計

公営企業財務規程（昭和42年公営企業管理規程第15号）第29条第5項では、現金又は証券を収納したときは、即日又はやむを得ない事情があるときは、収納した日から5日以内に出納取扱店等に払い込まなければならないと規定されていますが、5日を過ぎて払い込んでいた事例が2機関で認められました。

それらの原因は次のとおりです。

- ・現金を金融機関に持ち込む頻度を週1回としていたため、収納と払い込みのタイミングにより、5日を経過した。

（「3 指導事項」 参照）

現金等の保管は必要最低限の期間とし、原則即日、やむを得ない場合に限り5日以内に指定金融機関等へ払い込む必要があります。金額の多寡にかかわらず、公金であることを認識し、不正や事故の防止に努めることが必要です。

(i) 検討事項：直接収納における指定金融機関等への払い込み期限について

財務規則では、期間計算の通則について規定はないことから、民法（明治29年法律第89号）の規定が適用されることとなり、「5日以内」の期間については初日が算入されない（第140条）こと、また「5日以内」の5日目が、日曜日、祝日、その他の休日（土曜日、年末年始）に当たるときは期間の満了日が翌日となる（第142条）こととなります。

しかしながら、事務調査の際に、現地機関から上記の期間計算について問合せを受けるなど、担当者が認識していない現状がありましたので、期間計算方法について周知徹底を図ることを検討してください。

また、動物愛護センター、県立長野図書館、県立歴史館のように「長野県の休日を定める条例」（平成元年長野県条例第5号）に定める県の休日に開館し、月曜日に休館となる機関では、5日以内に指定金融機関に払い込めない場合があり得ますので、このような機関における払い込み期限についても併せて検討が必要です。

(「4 検討事項」 参照)

(ウ) 意見：現金取扱事務の一層の適正化について

今回の監査にあたり、収納した現金等の指定金融機関等への払い込み期限である「5日」の捉え方が、必ずしも周知されているとは言えない状況となっていました。また、一部の機関では現金領収書等の取扱いについて、以下の a、b のとおり改善を要すると認められる事項がありました。

については、現金収納事務に関して、会計事務職員研修等の研修資料に統一的な取扱い方法を記載するなど、現金等を取り扱う職員へ基本事項を周知徹底し、一層の適正化を図るよう努めてください。

a 現金領収書の取扱いについて

現金領収書を書き損じた場合に、「書損」の表示をしていないものや、書損した現金領収書を破棄していたものがありました。書損時の取り扱いについては、財務規則第11条第3号により定められていますので、不正使用防止の観点から、適切に取り扱うことが必要です。

また、現金領収書を収納の都度パソコンにより作成及び印刷して使用している機関がありました。現金領収書の様式は財務規則（様式第99号等）で定められており、2部複写とされていますので、不正使用防止の観点から取扱いについて検討が必要であると考えます。

b 現金出納簿の取扱いについて

財務規則第39条第2項において、現金等を収納し、指定金融機関等へ払い込んだ場合は、現金出納簿にその旨を登記することと定められていますが、年1回程度発生する業務（入札保証金や複写機使用料等）で作成していない機関がありました。収納の頻度や金額の多寡にかかわらず、現金出納簿を作成する必要があると考えます。

(所管機関：会計課)

現金等の取扱いについては、常に厳正に行われるべきであり、各機関では事故防止に向けて職員同士の相互牽制体制が不可欠です。今回の監査では、現金及び関係書類の突合を複数の職員で対応する等の内部牽制体制を構築していることが認められました。引き続き、現金等の直接収納における事務の適正化に取組み、不正や事故の防止に努め、厳正な管理が徹底されるよう望みます。

テーマ2 「地すべり対策における地下水排除工について」

ア 監査目的

近年、大雨による土砂災害が全国各地で多発しており、長野県内においても平成29年5月に飯山市で融雪による地すべりが発生し、土石流をもたらす災害がありました。土砂災害への対応が一層求められる中、「地すべり対策における地下水排除工」を監査テーマとしました。

地下水排除工は地中を横ボーリングで削孔する等により、地すべりの誘因となる地下水を排除し、地すべり活動を抑制することを目的に行います。

工事の特徴として、現場ごとに地形、地質及び地下水の流れが異なることから、地下水観測や移動量観測などの地すべり調査（以下「観測」という。）を工事とは別に継続的に実施することによって、工事の効果を確認し工事の継続実施等について判断する必要があります。

しかし、以前一部には観測を行わず工事を継続している事案や概成（※1）と判断している事案が見られたことから、観測や概成判断などの実態を調査し、適切に判断がなされているか検証することを目的に監査を実施しました。

※1 【概成】対策工事によって、地すべりの異常な動きがなくなった状態。

イ 対象及び実施方法

平成29年度地すべり対策事業実施区域のうち、29年度以前に地下水排除工を実施した区域を所管する機関（※2）を対象に、重点監査調書の提出を求め、実地監査及び書面監査を実施しました。

※2 地域振興局の各課については、1課を1機関として集計しています。

ウ 監査の視点（主な着眼点）

- (7) 観測体制は適切であるか
- (イ) 工事の効果を判定し、概成判断を適切に行っているか
- (ウ) 工事の効果が確認され途中で概成した又は確認されないため計画変更した事例はあるか
- (エ) 地すべり対策に関する課題及び創意工夫はあるか

エ 調査結果

(7) 概要

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき指定された地すべり防止区域は、県内に636区域あります。このうち、29年度に地すべり対策事業を実施した62区域のうち、29年度以前に地下水排除工を実施した56区域を調査対象としました。（表1・2）

この56区域の中で地下水排除工を必要とする144ブロック（※3）を調査したところ、29年度までに22ブロックを概成と判断（以



下「概成ブロック」という。)していました。(表2)

※3 【ブロック】一体となって動いている、あるいは動くおそれがある土砂や岩の塊の範囲。

表1 平成29年度地すべり対策事業実施機関数等

| 区分 | 実施機関 | 実施区域 | 備考 |
|-----|------|------|---------------------------------|
| 農政部 | 5 | 18 | 南信州・松本・北アルプス・長野・北信地域振興局(農地整備課) |
| 林務部 | 4 | 6 | 上伊那・松本・長野・北信地域振興局(林務課) |
| 建設部 | 6 | 38 | 上田・飯田・長野建設事務所 犀川・姫川・土尻川砂防事務所 |
| 計 | 15 | 62 | |

表2 地下水排除工実施区域数等

| 区分 | 調査対象区域 | 調査対象ブロック | | | |
|-----|--------|----------|-----|-----|--------|
| | | | 未着工 | 工事中 | 概成 |
| 農政部 | 16 | 41 | 3 | 31 | 7(6) |
| 林務部 | 4 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| 建設部 | 36 | 97 | 21 | 61 | 15(9) |
| 計 | 56 | 144 | 24 | 98 | 22(15) |

※概成の()は、29年度の概成ブロック数で内数。

事業の実施期間中又は工事完了後の観測実施状況について調査したところ、30年度以降も事業を継続するとしている工事中の98ブロックのうち、事業の実施期間中に観測を実施していたのは84ブロックで、14ブロックでは実施していませんでした。

また、22の概成ブロックについては、全てにおいて工事完了後の観測を行っていましたが、事業の実施期間中に観測を実施したのは21ブロックで、1ブロックでは実施していませんでした。(表3)

表3 ブロックの観測実施状況

| 区分 | 工事中ブロック | 事業中観測 | 概成ブロック | | |
|-----|---------|-------|--------|-------|----|
| | | | 事業中観測 | 完了後観測 | |
| 農政部 | 31 | 17 | 7 | 6 | 7 |
| 林務部 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 建設部 | 61 | 61 | 15 | 15 | 15 |
| 計 | 98 | 84 | 22 | 21 | 22 |

(イ) 概成ブロックの判断状況

概成ブロック22のうち、地下水位が計画水位まで達し、伸縮計・歪計等の変動が潜在変動(※4)程度であると判断したのは4ブロック、地下水位は計画水位まで達していないが、伸縮計・歪計等の変動が潜在変動程度であると判断したのは18ブロックでした。

※4 【潜在変動】力はかかっているが、地すべりとして動き出すほどの力がかかっていない状態。

(ウ) 観測結果による計画変更等の事例

事業の実施期間中及び工事完了後の観測により、計画を見直して対策工を追加したのは3ブロック、計画された対策工をすべて行う前に地下水位が計画水位に達し、伸縮計・歪計等の変動が潜在変動程度になったため対策工を中断したのが2ブロックありました。

(エ) 地すべり対策に関する創意工夫

- a 地すべりの再発を未然に防止するため、地すべり防止区域の管理を市町村に委託し、市町村は区域ごとに巡視員を配置し以下の業務を実施。(地域振興局 農地整備課)
 - ・地すべりの兆候、地すべり防止施設破損箇所の発見
 - ・許可が必要な行為を無許可で行っている者の発見
 - ・清掃及び軽微な修繕

- b 國際ボランティア学生協会との森林整備協定により、森林整備の一環として地すべり防止区域内の水路工の浚渫、灌木類の除去等を学生・地元住民と協働して実施。(地域振興局 林務課)
 - c 砂防ボランティア・地元住民と協働して、地すべり防止区域内の草刈り等を実施。
- 観測機器について、24時間連続して観測可能な機器を導入。(砂防事務所)

(イ) 地すべり対策に関する主な課題

地すべり対策事業や地すべり防止区域内の管理を行う中で各機関が抱えている課題のうち、主なものは次のとおり。

- a 地下水排除工で設置した保孔管について、目詰まり等による保孔管内の洗浄や損傷による再設置を必要とする箇所が多い。
- b 耕作放棄や荒廃により地すべり防止区域内の森林化が進み、地すべり防止施設の破損、劣化が多く見られる。

オ 監査結果及び意見

地すべり対策は、県民の生命や生活に直結する重要な施策です。今回、地下水排除工について調査を行ったところ、観測や概成判断について、一部に改善を要すると認められる事案がありましたが、概ね適切に実施されていると認められました。

また、各機関では、地すべり防止施設等の維持管理を課題としている現状がありました。これら施設等の維持管理は、地すべりの再発防止に必要ですので、計画的な点検及び維持修繕を実施し、県民の安全の確保を図ってください。

意見：地すべり観測の継続による工事効果検証の必要性について（所管機関：農地整備課）

平成27年度の定期監査において、地すべり対策事業の地下水排除工に関し、実施箇所周辺の観測が行われておらず、工事効果が判定できない状況になっていたことを指導事項としたところです。

今回調査を行った箇所においては、地下水排除工の完了後に観測を行い、工事の効果を確認し、概成判断を行っていることを確認しました。

その中で、一部の事業では実施期間中に観測していない箇所も見られました。地下水排除工の完了後に必要な期間（最低1年以上）において観測を継続することはもちろんですが、事業中においても観測を継続しながら工事効果の検証を行い、その結果を事業に反映させていくことが必要と考えます。

2 指摘事項

【一般会計・特別会計】

| 分類 | 指 摘 事 項 (分 類 コ ー ド) | 機関名 |
|------------|---|----------|
| 契約事務 1件 | 1 入札手続及び見積書徵取の事務処理に関するもの (260) (1) 予定価格より高い金額での契約 「動物専用全自動血球計数装置」の公募型見積合わせ（単独調達）において、見積参加者（1者）による1回目の見積額が予定価格に達しなかったため、2回目の見積書を徵すべきところ、徵取を行わず、予定価格より高い金額で採用決定し契約していた。 | 動物愛護センター |
| 支出事務 1件 | 1 その他支出の事務処理に関するもの (386) (1) 不適切な支出事務 事務機器の賃借契約において、年度当初の支出負担行為を怠っていた。 また、四半期ごとに支払うべき第1四半期分の支出も失念しており、相手方から2四半期分をまとめて請求された際、金額を1四半期分に書き換えて支出していた。 更に、不足する1四半期分については、物品を購入したかのように会計書類を作成し支出していた。 | 企画振興部 |

3 指導事項

【一般会計・特別会計】

| 分類 | 指 導 事 項 (分 類 コ ー ド) | 機関名 |
|------------|---|-----------------------|
| 収入事務 7件 | 1 調定の時期に関するもの (124) (1) 行政財産目的外使用許可の使用料徵収事務の遅延 県有林内の飲用水施設に係る行政財産使用料について、使用期間が翌年度以降にわたる場合、次年度以降の使用料は、毎年度4月30日までに徵収すべきところ、5月に徵収事務を行っていた。 (2件 200円) | 北アルプス 地域振興局 林務課 |
| | 2 その他調定等の事務処理に関するもの (125) | |

(1) 河川占用料の過徴収

河川占用料について、占用料の算定を誤ったまま長期にわたり徴収したため過徴収となっていた。(6件 75,177円)

なお、過徴収済額の一部は時効により還付不能となった。(4件 29,927円)

| 機関名 | 過徴収済額 | 還付額 | 還付不能額 |
|---------|---------|---------|---------|
| 佐久建設事務所 | 3,770円 | 2,080円 | 1,690円 |
| | 17,063円 | 17,063円 | — |
| | 3,412円 | 3,412円 | — |
| 飯田建設事務所 | 3,570円 | 3,060円 | 510円 |
| 北信建設事務所 | 15,530円 | 5,355円 | 10,175円 |
| | 31,832円 | 14,280円 | 17,552円 |
| 合計(3機関) | 75,177円 | 45,250円 | 29,927円 |

佐久
飯田
北信
建設事務所

(2) 河川占用料の調定漏れ

河川占用料について、過年度分において調定漏れがあった。(1件 1,020円)

北信
建設事務所

(3) 河川占用料の誤徴収

河川占用料について、権利譲渡を承認したが、誤って前占用者から占用料を長期にわたり徴収したため誤徴収となつた。(1件 3,230円)

なお、誤徴収済額の一部は時効により還付不能となった。(1件 1,190円)

伊那
建設事務所

(4) 砂防設備占用料の過徴収等

砂防設備占用料について、占用料の算定を誤ったまま長期にわたり徴収したため過徴収となつていた。(1件 479円)

なお、過徴収済額の一部は時効により還付不能となった。(1件 164円)

また、過年度分において徴収漏れがあり(1件 144円)、一部は時効により徴収不能となつた。(1件 110円)

北信
建設事務所

3 その他収入の事務処理に関するもの (130)

(1) 直接収納における指定金融機関への払込み

現金又は証券を収納した場合、即日、払い込み難い特別の理由があるときは、収納した日から5日以内に指定金融機関に払い込まなければならないところ、5日を過ぎて払い込んでいた。

| 機関名 | 内容 | 金額 |
|-----------------------------|------------------|---------|
| 諏訪地域振興局総務管理課 (行政情報コーナー) | 複写機使用料 | 20円 |
| 上伊那地域振興局総務管理課 (行政情報コーナー) | 複写機使用料 | 1,220円 |
| 南信州地域振興局総務管理課 (行政情報コーナー) | 複写機使用料 | 210円 |
| 木曽地域振興局総務管理課 (行政情報コーナー) | 複写機使用料 | 110円 |
| 伊那保健福祉事務所 | 抑留犬等返還費用 | 3,500円 |
| 飯田保健福祉事務所 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金 | 2,000円 |
| 動物愛護センター | 犬の運動場使用料 | 500円 |
| 農業試験場 | 生産物売扱い | 57,570円 |
| 上田警察署 | 複写機使用料 | 10円 |
| 合計(9機関) | | 65,140円 |

諏訪
上伊那
南信州
木曽
地域振興局
総務管理課

伊那
飯田
保健福祉事務所

動物愛護センター

農業試験場

上田警察署

【重点監査テーマ1】

| | | |
|-------------|---|---|
| | (2) 督促状の発付遅延 河川占用料の徴収事務について、督促状を納期限後20日以内に発付すべきところ、納期限の28日後に発付していた。(1件 37,366円) | 伊那建設事務所 |
| 契約事務 2 件 | <p>1 契約書又は請書の作成に関するもの (210)</p> <p>(1) 契約書の未作成 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務の委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に定める事項を記載した書面による委託契約を締結すべきところ、請書により行っていた。</p> <p>2 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの (250)</p> <p>(1) 建設工事請負人等選定委員会による審議未実施 委託業務の発注に際し、請負人等選定調書により建設工事請負人等選定委員会の審議をすべきところ、審議していなかった。 (2機関 2件) ・林業総合センター 本館及び森林学習展示館機械警備業務 〔長期継続契約であることから、予定価格は1年間の額で設定すべきところ、月額で設定していた。〕 契約金額 307,152円 (年額) ・寿台養護学校 通学生昼食提供業務 契約金額 552,512円</p> | 松本建設事務所 林業総合センター 寿台養護学校 |
| 支出事務 7 件 | <p>1 職員手当支給の返納又は追給を要するもの (311)</p> <p>(1) 特別支援学級等指導業務手当の誤支給 特別支援学級等指導業務手当について、年次休暇取得日に当該手当を支給していた。(佐久市立岸野小学校) (1件 600円)</p> <p>2 その他職員手当支給の事務処理に関するもの (312)</p> <p>(1) 通勤費用相当額の誤支給 行政嘱託員の報酬について、年次休暇取得日に通勤費用相当額を支給していた。 (4件 14,463円) なお、支払済額の一部は時効により返還請求できなかった。 (2件 1,015円)</p> <p>3 旅費の返納又は追給を要するもの (321)</p> <p>(1) 旅費の重複支給 ア 費用弁償旅費と普通旅費の重複支給 同一日に行われた会議と審議会の双方に出席した者に対して、費用弁償旅費と普通旅費を重複支給していた。 (1件 費用弁償旅費 5,631円、普通旅費 6,220円)</p> <p>イ 職員旅費の重複支給 職員の旅費について、重複支給していた。 (3件 3,720円)</p> <p>4 事前審査の事務処理に関するもの (384)</p> <p>(1) 支出負担行為時における事前審査未実施 「委託料」、「使用料及び賃借料」、「負担金、補助及び交付金」について、財務規則第64条により会計管理者等の事前審査を受けなければならないところ、事前審査を受けていなかった。 (4機関 4件) ・保健・疾病対策課 公衆衛生専門学校及び伊那健康センターに係る土地の賃貸借 契約額 1,187,108円</p> | 東信教育事務所 上田食肉衛生検査所 医療推進課 松本筑摩高等学校 保健・疾病対策課 |

| | | |
|------------------------------|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育課 MMP I 検査判定処理業務委託 契約額 2,177,280円（単価契約） ・北信地域振興局環境課 山岳環境整備推進事業補助金 交付決定額 12,380,000円 ・飯田建設事務所 住宅・建築物耐震改修促進事業補助金 交付決定額 2,736,000円 | 義務教育課 北信地域振興局環境課 飯田建設事務所 |
| 5 その他支出の事務処理に関するもの (386) | | |
| (1) 支払遅延による延滞金等の発生 | ア 後納郵便料金支払遅延による延滞金の発生 平成29年12月分後納郵便料について、30年1月31日までに支払うべきところ、同年2月28日に支払ったため、延滞金が3,505円生じた。 イ ガス使用料金支払遅延による延滞利息の発生 平成29年8月分のガス使用料金について、9月8日までに支払うべきところ、同月11日に支払ったため、延滞利息が3円生じた。 | 税務課 工業技術総合センター〔食品〕技術部門 |
| (2) 所得税の納付期限後納付による不納付加算税等の発生 | ア 個人事業者との委託契約に係るもの 個人事業者に測量委託を行い源泉徴収した所得税（1件 287,922円）について、平成29年4月10日までに納付すべきところ、6月6日に納付したため、不納付加算税（14,000円）及び延滞税（1,100円）が発生した。 イ 非常勤職員に係るもの 当該校勤務の非常勤職員に係る源泉所得税（226,231円）について、平成29年7月10日までに納付すべきところ、8月23日に納付したため不納付加算税（11,000円）が発生した。 | 佐久建設事務所 小諸養護学校 |
| (3) 前渡資金の精算未報告 | 自主企画海外派遣研修の受講者に資金前渡したレンタカー料金の支払いについて、精算書に証拠書類を添えて、研修終了日から5日以内に精算（戻入額 121円）の報告をすべきところ、報告を行っていなかった。 | 職員キャリア開発センター |
| 補助金事務 1件 | 1 その他補助金の事務処理に関するもの (430) (1) 交付金の概算払の精算未回付 全額概算払を行った交付金について、額の確定時に起案文書を出納機関へ回付すべきところ、回付していなかった。 中山間地域等直接支払事業 (4件 71,048,498円) | 松本地域振興局農政課 |

【企業特別会計】

| 分類 | 指導事項（分類コード） | 機関名 | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|-----------------------------|----|----|-----------|--------|--------|------------|--------|---------|---------|--|---------|--|
| 収入事務 1件 | 1 その他収入の事務処理に関するもの (130) (1) 直接収納における出納取扱店等への払込み 現金又は証券を収納した場合、即日、やむを得ない事情があるときは、収納した日から5日以内に出納取扱店等に払い込まなければならないところ、5日を過ぎて払い込んでいた。 | 上田水道管理事務所 川中島水道管理事務所 | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上田水道管理事務所</td> <td>複写機使用料</td> <td>1,170円</td> </tr> <tr> <td>川中島水道管理事務所</td> <td>複写機使用料</td> <td>13,140円</td> </tr> <tr> <td>合計(2機関)</td> <td></td> <td>14,310円</td> </tr> </tbody> </table> | 機関名 | 内容 | 金額 | 上田水道管理事務所 | 複写機使用料 | 1,170円 | 川中島水道管理事務所 | 複写機使用料 | 13,140円 | 合計(2機関) | | 14,310円 | |
| 機関名 | 内容 | 金額 | | | | | | | | | | | | |
| 上田水道管理事務所 | 複写機使用料 | 1,170円 | | | | | | | | | | | | |
| 川中島水道管理事務所 | 複写機使用料 | 13,140円 | | | | | | | | | | | | |
| 合計(2機関) | | 14,310円 | | | | | | | | | | | | |
| | | 【重点監査テーマ1】 | | | | | | | | | | | | |

4 検討事項

| 分類 | 検討事項 | 機関名 |
|---------------|--|-----------|
| 収入事務 3 件 | <p>1 直接収納における金融機関への払込み期限</p> <p>財務規則第39条第2項では、現金又は証券を収納した場合、即日、払い込み難い特別の理由があるときは、収納した日から5日以内に指定金融機関に払い込まなければならないと規定されています。</p> <p>財務規則では、期間計算の通則について規定はないことから、民法（明治29年法律第89号）の規定が適用されることとなり、「5日以内」の期間については初日が算入されない（第140条）こと、また「5日以内」の5日目が、日曜日、祝日、その他の休日（土曜日、年末年始）に当たるときは期間の満了日が翌日となる（第142条）こととなります。</p> <p>しかしながら、事務調査の際に、現地機関から上記の期間計算について問合せを受けるなど、担当者が認識していない現状がありましたので、期間計算方法について周知徹底を図ることを検討してください。</p> <p>また、動物愛護センター、県立長野図書館、県立歴史館のように「長野県の休日を定める条例」（平成元年長野県条例第5号）に定める県の休日に開館し、月曜日に休館となる機関では、5日以内に指定金融機関に払い込めない場合がありますので、このような機関における払い込み期限についても併せて検討してください。</p> <p style="text-align: right;">【重点監査テーマ1】</p> | 会計課 |
| | <p>2 収入管理事務取扱要領の見直し</p> <p>収入管理事務取扱要領 第8章 第2節 第1 「2 「納付書（歳外用）」による受入れ」(1)の取扱いについては、手書きの納付書を2回作成することにより、誤りが発生するリスクがあることから、事務手続の見直しを検討してください。</p> <p>○収入管理事務取扱要領（平成29年4月1日改訂）</p> <p>第8章 歳入歳出外現金 第2節 歳入歳出外現金の出納の手続</p> <p>第1 歳入歳出外現金の受入れ</p> <p>2 「納付書（歳外用）」による受入れ</p> <p>(1) 財務会計システムの運用時間経過等により、前記1により難いときは、前記1に準じて納付書（歳外用）を作成し、納人に交付すること。</p> <p>この場合、収入済通知書の「区分」、「会計」、「科目」は、下記を参考に記載すること。</p> <p>なお、当該納付書により現金取扱員がスタンプ領収したときは、当該スタンプ領収済の納付書の収入済通知書に、新たに作成した納付書の「納入書」（第2片）「納付書（領収書）」（第3片）を添えて県税等徴収金と区別して払い込むこと（納人の住所、氏名は、前記1なお書きと同様に記載する。）。</p> | 税務課 |
| | <p>3 学校の休日における非常勤職員による現金取扱い</p> <p>生産物の売払いについて、土日、祝日等の学校の休日を含めほぼ1年を通じて行っていますが、学校の休日においては、現金取扱員ではない非常勤職員（農場作業補助員）が1名で売払い及び現金の受領を行っています。</p> <p>学校の休日に売払いを行う場合は、現金取扱員として指定できる職員で対応するなど、現金の管理に十分注意した体制となるよう検討してください。</p> | 下高井農林高等学校 |
| 補助金事務 2 件 | <p>1 補助金交付要綱の改正等</p> <p>社会体育振興事業費補助金において、補助金交付要綱等に「事前着手」に関する特段の定めがないにもかかわらず、交付申請前に着手した事業に対し補助金を交付していた事例がありました。</p> <p>今後も同様の事案が想定されますので、交付申請前の事業着手の取扱いについて、必要に応じ補助金交付要綱の改正等を検討してください。</p> <p>2 補助金実績報告書の整備等</p> <p>社会体育振興事業費補助金において、支出した経費の内容は領収書（写）により確認していますが、実施した事業の内容自体の確認が不十分な事例が見受けられましたので、実績報告書の様式を充実するなどにより、実施した事業の内容を十分に確認できるよう検討してください。</p> | スポーツ課 |
| 財産管理事務 1 件 | <p>1 県有地以外の土地の権利関係及び管理の明文化</p> <p>事務所敷地のうち、南側の進入路から東側の法面までの小諸市所有の土地について、進入路の通行に関する権利関係や周囲の土地の管理を誰が行うかなど取扱いがあいまいとなっていますので、文書等により明確となるよう検討してください。</p> | 東信教育事務所 |

5 分類別指摘事項等の件数

| (分類コード) 指摘事項・指導事項・検討事項の分類 | 一般会計・特別会計 | | | | 企業特別会計 | | | |
|-------------------------------------|-----------|----|----|----|--------|----|----|---|
| | 指摘 | 指導 | 検討 | 計 | 指摘 | 指導 | 検討 | 計 |
| 1 収入事務関係 | | | | | | | | |
| (110) 収入未済額の解消に関するもの | | | | | | | | |
| (121) 使用料の算定に関するもの | | | | | | | | |
| (122) 貸付料の算定に関するもの | | | | | | | | |
| (123) 管理経費の算定に関するもの | | | | | | | | |
| (124) 調定の時期に関するもの | | | 1 | 1 | | | | |
| (125) その他調定等の事務処理に関するもの | | 4 | | 4 | | | | |
| (130) その他収入の事務処理に関するもの | | 2 | 3 | 5 | | 1 | | 1 |
| 小 計 | | 7 | 3 | 10 | | 1 | | 1 |
| 2 契約事務関係 | | | | | | | | |
| (210) 契約書又は請書の作成に関するもの | | 1 | | 1 | | | | |
| (220) 契約書等の記載内容に関するもの | | | | | | | | |
| (230) 隨意契約の理由等に関するもの | | | | | | | | |
| (240) 予定価格の設定の事務処理に関するもの | | | | | | | | |
| (250) 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの | | 1 | | 1 | | | | |
| (260) 入札手続及び見積書微取の事務処理に関するもの | 1 | | | 1 | | | | |
| (270) その他契約の事務処理に関するもの | | | | | | | | |
| 小 計 | 1 | 2 | | 3 | | | | |
| 3 支出事務関係 | | | | | | | | |
| (311) 職員手当支給の返納又は追給を要するもの | | 1 | | 1 | | | | |
| (312) その他職員手当支給の事務処理に関するもの | | 1 | | 1 | | | | |
| (321) 旅費の返納又は追給を要するもの | | 1 | | 1 | | | | |
| (322) その他旅費支給の事務処理に関するもの | | | | | | | | |
| (331) 工事請負費の執行に関するもの | | | | | | | | |
| (341) 委託料の執行に関するもの | | | | | | | | |
| (351) 役務費、使用料の執行に関するもの | | | | | | | | |
| (361) 備品購入費の執行に関するもの | | | | | | | | |
| (371) 需用費の執行に関するもの | | | | | | | | |
| (381) 効率的・計画的な予算執行に関するもの | | | | | | | | |
| (382) 支出科目に関するもの | | | | | | | | |
| (383) 支出負担行為の時期に関するもの | | | | | | | | |
| (384) 事前審査の事務処理に関するもの | | 1 | | 1 | | | | |
| (385) 給付完了検査の事務処理に関するもの | | | | | | | | |
| (386) その他支出の事務処理に関するもの | 1 | 3 | | 4 | | | | |
| 小 計 | 1 | 7 | | 8 | | | | |
| 4 補助金事務関係 | | | | | | | | |
| (410) 交付決定等の事務処理に関するもの | | | | | | | | |
| (420) 実績報告書の提出の時期に関するもの | | | | | | | | |
| (430) その他補助金の事務処理に関するもの | | 1 | 2 | 3 | | | | |
| 小 計 | 1 | 2 | 3 | | | | | |
| 5 財産管理事務関係 | | | | | | | | |
| (510) 公有財産に関する帳票の整理等に関するもの | | | | | | | | |
| (520) 物品に関する帳票の整理等に関するもの | | | | | | | | |
| (530) 財産の有効利用等に関するもの | | | | | | | | |
| (540) その他財産管理に関するもの | | | 1 | 1 | | | | |
| 小 計 | | | 1 | 1 | | | | |
| 6 その他 | | | | | | | | |
| (610) その他の事務処理に関するもの | | | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | | | |
| 合 計 | 2 | 17 | 6 | 25 | | 1 | | 1 |

第3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。

意見については、当該事項を所管する関係機関（全機関の場合は各部局主管課等）に対し、対応方針の回答を求めました。

1 各部局に共通する意見

| 意 見 | |
|---|--|
| 1 内部統制機能の強化とコンプライアンスの推進 | |
| <p>指摘、指導及び検討事項の件数は、昨年度の42件から26件に減少しました。これまでの取組が一定の成果をあげているものと評価できます。しかしながら、財務規則に定める基本的手続を行っていない処理や、財務規則に反した処理など、初步的な事務処理の誤りが散見されました。</p> <p>これらは、関係規程に対する認識不足や確認漏れ、不注意などに起因するものであると考えます。</p> <p>会計事務は各事業の実施においてその土台となる重要な事務であり、不適正な事務処理は県民からの信頼を損なうものです。コストと効果が見合わない過度な対応を求めるものではありませんが、決裁過程でのチェック体制の強化や事業の進捗管理の徹底など、組織として内部統制機能の強化を常に意識してください。</p> <p>県は、「長野県行政経営方針」の中で、県民の信頼と期待に応えることができる組織づくりに向け、県民起点の意識改革、風通しのよい対話にあふれた組織づくり、しごと改革（しごとの質と生産性の向上）によりコンプライアンスを推進することとし、平成30年度は内部統制体制の整備に向け、各部局が抽出した不適切な事務処理の原因となるリスクへの対応策の検討及び実行を進めています。</p> <p>職員一人ひとりが常に目的意識やコスト意識を持ち、安易に前例を踏襲することなく、継続的にリスク管理の意識を持って業務を遂行することが重要であり、コンプライアンスを「自分ごと」として捉える意識改革を一層進めてください。</p> | |

(所管機関：全機関)

【内部統制機能】

ここでいう内部統制機能とは、違法行為、不正、ミスなどが発生しないよう、法令や所定の基準、手続等に基づいて、業務が健全かつ効率的に運営されるよう、組織自らが自律的に管理統制を行う機能のことです。

2 税外収入未済額の解消

平成29年度の収入未済額のうち、県税に係るものを除いた税外収入未済額の状況は、「一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表」のとおりです。その総額は26億4,776万余円で、前年度に比べ1億2,658万余円（5.0%）の増加となっています。

(税外収入未済額の推移)

| 区 分 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 | 前年度比 |
|---------|----------------|----------------|--------------|--------|
| 税外収入未済額 | 2,647,768,744円 | 2,521,185,063円 | 126,583,681円 | 105.0% |

このうち、貸付金など継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額は17億1,149万余円で、前年度に比べ2,197万余円（1.3%）の減少となっています。

(継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額の推移)

| 区 分 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 | 前年度比 |
|-----------------|----------------|----------------|--------------|-------|
| ※印の付いた税外収入未済額の計 | 1,711,497,452円 | 1,733,473,573円 | △21,976,121円 | 98.7% |

(上記税外収入未済額の処理状況)

| 過 年 度 発 生 分 | 現年度発生分 D | | 増減額 D-(A+B+C) |
|--------------|-------------|----|------------------|
| | A | B | |
| 118,975,970円 | 33,377,871円 | 0円 | 130,377,720円 |

本年度の税外収入未済額は前年度と比べ1億2,658万余円（5.0%）増加しています。また、新たに3億939万余円が未収金となり、依然として多額となっています。

収入未済となったものについては、引き続き平成26年3月に長野県税外未収金縮減対策委員会が策定した「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、本庁と現地機関が一体となり縮減に向けた取組を積極的に進めてください。

特に、収入未済額が減少していない未収金にあっては、それぞれの機関において、現在の取組の効果検証を行い、発生を未然に防止する対策も含めて対応策を講じてください。

(注) これら税外収入未済額の状況で、前年度から増加したもの、継続性があり今後増加する可能性のあるものについては、「2 部局ごとの意見」において個別に記載しております。

(所管機関：収入未済額のある機関を所管する課)

一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表

| 部局 | 所管課 | 内 容 | 収入未済額 (円) |
|-------|--|--|---|
| 総務部 | 税務課 | 県税付帯債権（延滞金等） | 75,042,459 ★公 |
| 県民文化部 | こども・家庭課 こども・家庭課 こども・家庭課 | 児童福祉施設入所負担金 ※ 児童扶養手当過払返納金 ※ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ (特) | 74,961,730 ★公 20,542,690 *公 255,450,894 私 |
| 健康福祉部 | 医療推進課 地域福祉課 障がい者支援課 障がい者支援課 障がい者支援課 医療推進課 他 | 看護職員修学資金貸付金 ※ 生活保護費返還金 社会福祉施設入所者負担金 ※ 総合リハビリテーションセンター施設使用料 心身障害者扶養共済加入者掛金 ※ (特) 心身障害者扶養共済年金給付返納金 (特) その他 | 11,744,800 私 41,161,489 ★*公 3,352,636 ★公 4,934,595 私 8,928,530 私 20,000 私 2,600,751 |
| 環境部 | 資源循環推進課 資源循環推進課 | 不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金 事務管理に基づく費用弁償金 | 274,929,688 ★公 8,175,600 私 |
| 産業労働部 | 産業立地・経営支援課 産業立地・経営支援課 産業立地・経営支援課 産業立地・経営支援課 産業立地・経営支援課 ものづくり振興課 | 県有財産貸付特約付売買契約に係る契約解除に伴う違約金 不法占有に係る賃料相当額 建物収去土地明渡等請求事件に係る執行費用等 高度化資金貸付金 ※ (特) 設備近代化資金貸付金 (特) 庁舎等管理経費 | 55,812,200 私 71,052,201 私 59,009,853 *公 707,876,126 私 26,779,566 私 4,396 私 |
| 農政部 | 農地整備課 農村振興課 農村振興課 | 入札保証金 農業改良資金貸付金 (特) 漁業改善資金貸付金 (特) | 1,751,006 私 23,840,000 私 4,380,000 私 |
| 林務部 | 森林づくり推進課 森林づくり推進課 森林づくり推進課 信州の木活用課 信州の木活用課 | 森林造成事業補助金返還金 造林事業に係る補助金に関する損害賠償金 行政財産使用料 (特) 林業・木材産業改善資金貸付金 ※ (特) 林業・木材産業改善資金貸付金違約金 (特) | 14,821,100 *公 146,936,175 私 200 私 15,637,930 私 2,161,578 私 |
| 建設部 | 道路管理課 河川課 都市・まちづくり課 建築住宅課 建築住宅課 建築住宅課 建築住宅課 他 | 事故による施設修繕に係る原因者負担金 河川占用料 契約解除に伴う補償金返還金 県営住宅使用料 ※ 県営住宅敷地（駐車場）使用料 ※ 県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金 ※ その他 | 2,991,000 *公 17,820,235 ★公 99,521,879 私 136,616,651 私 1,874,540 私 114,039,701 私 1,371,877 |
| 教育委員会 | 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 他 高校教育課 高校教育課 | 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 ※ 地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金 ※ 高等学校授業料 ※ その他 高等学校等奨学資金貸付金 ※ (特) 高等学校等遠距離通学費貸付金 ※ (特) | 1,920,000 私 162,186,967 私 3,085,585 *公 1,153,444 私 154,242,806 私 39,035,866 私 |
| 合 計 | | | 2,647,768,744 |

※：貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権

(特)：特別会計に係る貸付金などの債権

★公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されている「強制徴収公債権」

*公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されていない「非強制徴収公債権」

私：県と相手方との合意に基づいて発生する私法上の債権、いわゆる「私債権」

3 適正な会計事務の執行

各機関が適正な会計事務の執行に努めている中、件数は減少しているものの、河川占用料の算定誤りによる過誤徴収、旅費の重複支給、出納機関における事前審査未実施など、会計事務の軽易なミスがありました。

毎年発生している不適正な事務処理は、初步的な誤りが繰り返されているケースがほとんどです。各機関では、チェック体制の再構築等に努めているとのことですが、他機関で生じた誤りを「自分ごと」として捉え、同様の誤りが生じないよう留意事項を共有し事務の執行状況を再点検するなど、しごと改革につながる事務処理ルールの改善に向けた仕組みづくりなどの対策を講じるよう求めます。

また、出納機関においては、不適正な事務処理が繰り返されることがないよう、効果的な支出審査を行ってください。とりわけ会計センター及び同センター分室においては、所管する地域の現地機関の会計実地検査を実施していますが、支出事務のみならず収入事務についても、引き続き各機関からの相談対応等きめ細かな指導に努めてください。

物品調達にあたっては、一括発注できると考えられる場合でも、発注を分割し10万円未満として一括見積りにより購入している事例がみられたことから、必要量を精査して計画的、経済的な発注に努めてください。

10万円未満の物品購入において、一括見積による調達は財務規則に違反するものではありませんが、複数の業者から見積書を徴すことにより、競争性が生まれ安価に購入できる可能性があります。昨年度も経済的に有利となる物品購入に向けた取組を積極的に推進するよう意見を付しましたが、汎用性のある物品の調達については、競争原理が働く取組を積極的に導入してください。

今年度の監査では、コストの削減や事務の効率化を図るために、各機関が自主的、先進的に行っている取組等を「他の機関に紹介できる有効な取組事例」として、昨年度に引き続き付帯調査を実施しました。各機関がそれぞれ実情に合わせ行っている取組の中から、他の機関においても有効かつ実効性があると考えられる主な事例を掲載しましたので、参考にしてください。

今後も、各機関が知恵を出し合い、情報や積み重ねてきたノウハウを職員間で共有し、業務の見直しを意識しながら、適正な会計事務の執行に取り組むよう努めてください。

(所管機関：全機関)

4 公務中の交通事故防止

公務中の交通事故による損害賠償は、平成29年度に開催された長野県議会定例会において専決処分報告等があったものが、41件、731万余円となっており、前年度と比較して、金額は299万余円減少しているものの、件数は3件増加しています。また、全体のうち7件は人身事故を伴っています。損害賠償とは別に、公用自動車の修理等の費用も発生しています。

公務中の交通事故は、県に財産的な損害を発生させ、県の業務運営にも支障を生じさせるばかりか、職員の生命・身体の安全にもかかわるもので、特に、県が加害者となる交通事故は、県行政に対する県民の信頼を損なうことにもなりかねません。

公用自動車の運転に当たっては、職員一人ひとりが法令を遵守し、安全運転を心がけ、事故防止に努めるよう徹底を図ってください。

(交通事故に係る損害賠償件数及び賠償額)

| 区分 | 平成29年度 | 平成28年度 | 前年度比 | |
|----------------|------------|-------------|-------------|-----------------|
| | | | 件数 | △5件 |
| 件数 うち人身事故件数 | 41件 7件 | 38件 12件 | 3件 | 107.9% 58.3% |
| 賠償額 | 7,316,281円 | 10,310,576円 | △2,994,295円 | 71.0% |

(所管機関：全機関)

2 部局ごとの意見

※ 重点監査テーマの意見については、「第2監査結果」の重点監査（テーマ別監査）に記載してあります。

| 部局等 | 意 見 | 所管機関 | | | | |
|---------------------------|---|------------|---------------|------------|------------|---------------|
| 農政部 | 1 入札中止の発生防止 平成29年度の建設工事及び建設工事に係る業務委託の入札中止は、142件（4.3%）であり、前年度に比べほぼ横ばいとなっています。（表参照） 各機関で設計書のクロスチェックや複数人によるダブルチェックなどを行い、また中止に至った事例を共有するなど対策を講じ防止に努めているところです。 入札中止の主な理由には、設計・積算の誤りのほか、入札公告における要件等記載内容の不備があります。一抜け方式（※）を採用している場合には、誤りがない案件も連動して入札中止になっています。また、同じ案件で入札中止を繰り返していた事例も見られます。 入札中止の時期は、入札受付開始が多く、特に開札後に中止となった件数が前年度より増えています。これは平成29年度から開札後に予定価格を公表し、入札参加者からの疑義申立て制度を設けるよう事務手続を見直した結果によるもので、入札の透明化や契約の適正化に寄与しています。しかしながら、入札中止が発生すると応札者に多大な負担がかかるばかりでなく、発注者側でも工事等の内容や入札公告を見直すなど業務量が増え、再度の公告から入札を行うまでに相応の期間を要し工事等が遅延することもあります。 各機関においては入札制度に対する理解を深めるとともに、入札中止となった原因を把握した上で、各段階におけるチェック体制を一層強化し、引き続き発生防止に努めてください。 | 農地整備課 | | | | |
| 林務部 | | 森林政策課 | | | | |
| 建設部 | | 建設政策課 | | | | |
| | <p>※【一抜け方式】 早期完成や受注機会の確保等を図るため、複数の工区等の入札において一つの事業者が重複して受注しない入札方式です。 (工区等の落札決定順をあらかじめ決め、先の案件で落札候補となった者は、以後の案件の落札候補となることができない方式です。)</p> | | | | | |
| 【参考】 | | | | | | |
| 入札中止の件数 | | | | | | |
| 部局 | 平成29年度 | | | 平成28年度 | | |
| | 発注件数 | 入札中止件数 | 左の内訳 工事 委託 | 発注件数 | 入札中止件数 | 左の内訳 工事 委託 |
| 農政部 | 394 | 9 (2.3%) | 5 4 | 342 | 9 (2.6%) | 6 3 |
| 林務部 | 283 | 16 (5.7%) | 10 6 | 284 | 3 (1.1%) | 3 0 |
| 建設部 | 2,434 | 115 (4.7%) | 63 52 | 2,781 | 125 (4.5%) | 85 40 |
| その他 | 158 | 2 (1.3%) | 1 1 | 181 | 6 (3.3%) | 3 3 |
| 計 | 3,269 | 142 (4.3%) | 79 63 | 3,588 | 143 (4.0%) | 97 46 |
| 入札中止の時期 | | | | | | |
| 時期 | 平成29年度 | | | 平成28年度 | | |
| | 入札中止件数 | | 左の内訳 工事 委託 | 入札中止件数 | | 左の内訳 工事 委託 |
| 公告～入札前 | 29 (20.4%) | 16 | 13 | 32 (22.4%) | 25 | 7 |
| 入札～開札前 | 22 (15.5%) | 12 | 10 | 35 (24.5%) | 17 | 18 |
| 開札後～ | 91 (64.1%) | 51 | 40 | 76 (53.1%) | 55 | 21 |
| 計 | 142 | 79 | 63 | 143 | 97 | 46 |
| 平成29年度における入札中止の主な理由（重複あり） | | | | | | |
| 理由 | | | 工事 | 委託 | | |
| 設計・積算の誤り | | | 50 | 42 | | |
| 設計条件明示の不備、設計図書間での相違 | | | 14 | 11 | | |
| 入札公告の要件等、記載内容の不備 | | | 10 | 7 | | |
| 他の工事や業務が中止になることで連動して中止 | | | 3 | 1 | | |
| その他 | | | 4 | 3 | | |

| | | | | | | | |
|--|---|-------------|-------------|------------|-------------|------------|---------|
| 総務部 | 2 税外収入未済額の解消 (1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。 | | | | | 税務課 | |
| | 区分 | 平成29年度末 | 平成28年度末 | 増減額 | 前年度比 | | |
| (上記税外収入未済額の処理状況) | | | | | | | |
| | | 過年度発生分 | | 現年度発生分 | 増減額 | | |
| | | 収入済額 A | 不納欠損額 B | 減額調定額 C | D - (A+B+C) | | |
| 県税付帯債権 (延滞金等) | | 13,005,680円 | 448,928円 | 1,599,285円 | 15,134,029円 | 80,136円 | |
| 3 借受料の算定料率の見直し 土地及び建物の借受け料については、「借受不動産に係る事務の取扱いについて（昭和52年3月25日付51管第183号総務部長通知）」（以下「6 借受料の見直し」において「借受不動産通知」という。）において、国や公共団体以外の法人又は私人から不動産を借り受けるものについては、固定資産税の課税標準とされる額に、借り受けようとするものが土地の場合には100分の6を、建物の場合には100分の6.48をそれぞれ乗じて得た額の範囲で定めた額としており、算定料率の根拠を本県では商法（明治32年法律第48号）第514条の商事法定利率（年6分）としています。 本県の算定料率は、当初設定から変更されていないこと等に鑑み、今後の方針を検討してください。 | | | | | | | 財産活用課 |
| 健康福祉部 | 4 税外収入未済額の解消 (1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。 | | | | | 地域福祉課 | |
| | 区分 | 平成29年度末 | 平成28年度末 | 増減額 | 前年度比 | | |
| 生活保護費返還金 | | 41,161,489円 | 39,778,651円 | 1,382,838円 | 103.5% | | |
| (上記税外収入未済額の処理状況) | | | | | | | |
| | | 過年度発生分 | | 現年度発生分 | 増減額 | | |
| | | 収入済額 A | 不納欠損額 B | 減額調定額 C | D - (A+B+C) | | |
| 生活保護費返還金 | | 2,244,751円 | 1,157,433円 | 0円 | 4,785,022円 | 1,382,838円 | |
| 5 税外収入未済額の解消 (1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。 | | | | | | | 障がい者支援課 |
| | | 区分 | 平成29年度末 | 平成28年度末 | 増減額 | 前年度比 | |
| 社会福祉施設入所者負担金 | | 3,352,636円 | 2,793,464円 | 559,172円 | 120.0% | | |
| (上記税外収入未済額の処理状況) | | | | | | | |
| | | 過年度発生分 | | 現年度発生分 | 増減額 | | |
| | | 収入済額 A | 不納欠損額 B | 減額調定額 C | D - (A+B+C) | | |
| 社会福祉施設入所者負担金 | | 83,200円 | 100,400円 | 0円 | 742,772円 | 559,172円 | |
| (2) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。 | | | | | | | |
| | 区分 | 平成29年度末 | 平成28年度末 | 増減額 | 前年度比 | | |
| | 総合リハビリテーションセンター使用料 | 4,740,493円 | 4,492,262円 | 248,231円 | 105.5% | | |
| | 補装具製作施設 義肢製作収入 | 58,984円 | 58,984円 | 0円 | 100.0% | | |
| | 補償具製作施設 補装具修理収入 | 15,073円 | 15,073円 | 0円 | 100.0% | | |
| | インターネット使用料 | 120,045円 | 2,976円 | 117,069円 | 4033.8% | | |
| | 合計 | 4,934,595円 | 4,569,295円 | 365,300円 | 108.0% | | |

(上記税外収入未済額の処理状況)

| 区分 | 過年度発生分 | | | 現年度発生分D | 増減額D-(A+B+C) |
|--------------------|----------|----------|--------|------------|--------------|
| | 収入済額A | 不納欠損額B | 減額調定額C | | |
| 総合リハビリテーションセンター使用料 | 766,678円 | 302,909円 | 0円 | 1,317,818円 | 248,231円 |
| 補装具製作施設義肢製作収入 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 補償具製作施設補装具修理収入 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| インターネット使用料 | 0円 | 2,976円 | 0円 | 120,045円 | 117,069円 |
| 合 計 | 766,678円 | 305,885円 | 0円 | 1,437,863円 | 365,300円 |

産業労働部

6 借受料の見直し

若年者就業サポートセンター（通称：ジョブカフェ信州松本センター）では、事務室及びカウンセリングコーナー等の310.75m²について、事務室等賃料を月額4,145円／m²で借受け、毎月1,288,313円、年間15,459,756円を支出しております、高額な借受料です。借受不動産通知に基づき、借受料については相手方と毎年度協議してください。

労働雇用課

若年者就業サポートセンター

林務部

7 税外収入未済額の解消

(1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。

| 区分 | 平成29年度末 | 平成28年度末 | 増減額 | 前年度比 |
|---------|---------|---------|------|--------|
| 行政財産使用料 | 200円 | 100円 | 100円 | 200.0% |

(上記税外収入未済額の処理状況)

| 区分 | 過年度発生分 | | | 現年度発生分D | 増減額D-(A+B+C) |
|---------|--------|--------|--------|---------|--------------|
| | 収入済額A | 不納欠損額B | 減額調定額C | | |
| 行政財産使用料 | 0円 | 0円 | 0円 | 100円 | 100円 |

8 大北森林組合等の補助金不適正受給にかかる未収金の早期回収と債権管理

(1) 大北森林組合に対する債権の計画的な回収

大北森林組合への返還請求（以下「債権」という。）について、平成29年1月に組合から「抜本的経営改善方針に基づく事業経営計画及び補助金返還計画」が提出されました。新たな計画では補助金の返還期間を61年度までの33年間とし、29年度から32年度までの4年間は集中改革期間として位置付けているところから、県ではこの期間に合わせ33年7月30日まで返還の履行期限の延長をしました。

また、28年12月には市町村に対して返還請求した間接補助金（4市町村・31,023,138円）についても、33年8月31日まで履行期限を延長しており、29年度末における組合に係る債権は917,590,538円に上っています。

債権の回収は県民の関心が高い事項となっています。今後、組合の新たな計画による取組を着実に実行させ、組合の経営の健全化と債権の早期回収が図られるよう、組合側と連絡を取り、計画の進捗状況や経営状況等を随時把握し、必要に応じて指導助言などを行ってください。

(2) 収入未済の解消

ひふみ林業（有）に返還請求している造林関係補助金の平成29年度の返還額は180,000円にとどまり、収入未済額は14,821,100円となっています。引き続き相手方と連絡を取り、早期の回収に努めてください。

森林づくり推進課

北アルプス地域振興局
林務課北アルプス地域振興局
林務課

| | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------|--------------|--------------|------------------|--|--------------------|--|--|--|
| 建設部 | 9 税外収入未済額の解消 (1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。 | | | | | | 河川課 上田建設事務所 | | | |
| | 区分 | 平成29年度末 | 平成28年度末 | 増減額 | 前年度比 | | | | | |
| 河川占用料 | | 17,820,235円 | 16,553,529円 | 1,266,706円 | 107.7% | | | | | |
| (上記税外収入未済額の処理状況) | | | | | | | | | | |
| 区分 | 過年度発生分 | | | 現年度発生分 D | 増減額 D-(A+B+C) | | | | | |
| | 収入済額 A | 不納欠損額 B | 減額調定額 C | | | | | | | |
| 河川占用料 | 771,950円 | 0円 | 0円 | 2,038,656円 | 1,266,706円 | | | | | |
| 上記河川占用料中、上田建設事務所分 | | | | | | | | | | |
| 区分 | 平成29年度末 | 平成28年度末 | 増減額 | 前年度比 | | | | | | |
| | 河川占用料 (上田建設事務所分) | 17,728,160円 | 16,488,390円 | 1,239,770円 | 107.5% | | | | | |
| (上記税外収入未済額の処理状況) | | | | | | | | | | |
| 区分 | 過年度発生分 | | | 現年度発生分 D | 増減額 D-(A+B+C) | | | | | |
| | 収入済額 A | 不納欠損額 B | 減額調定額 C | | | | | | | |
| 河川占用料 (上田建設事務所分) | 752,000円 | 0円 | 0円 | 1,991,770円 | 1,239,770円 | | | | | |
| 10 税外収入未済額の解消 | | | | | | | | | | |
| (1) 県営住宅使用料及び県営住宅敷地(駐車場)使用料未収額の縮減が図られる一方で、県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金については増加しており、収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。 | | | | | | | | | | |
| 区分 | 平成29年度末 | 平成28年度末 | 増減額 | 前年度比 | | | | | | |
| | 県営住宅使用料 | 136,616,651円 | 138,985,077円 | △ 2,368,426円 | 98.3% | | | | | |
| 県営住宅敷地(駐車場)使用料 | 1,874,540円 | 1,988,260円 | △ 113,720円 | 94.3% | | | | | | |
| 県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金 | 114,039,701円 | 110,875,566円 | 3,164,135円 | 102.9% | | | | | | |
| 合計 | 252,530,892円 | 251,848,903円 | 681,989円 | 100.3% | | | | | | |
| (上記税外収入未済額の処理状況) | | | | | | | | | | |
| 区分 | 過年度発生分 | | | 現年度発生分 D | 増減額 D-(A+B+C) | | | | | |
| | 収入済額 A | 不納欠損額 B | 減額調定額 C | | | | | | | |
| 県営住宅使用料 | 37,820,728円 | 685,030円 | 0円 | 36,137,332円 | △2,368,426円 | | | | | |
| 県営住宅敷地(駐車場)使用料 | 1,347,840円 | 0円 | 0円 | 1,234,120円 | △ 113,720円 | | | | | |
| 県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金 | 1,580,559円 | 183,580円 | 0円 | 4,928,274円 | 3,164,135円 | | | | | |
| 合計 | 40,749,127円 | 868,610円 | 0円 | 42,299,726円 | 681,989円 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------------|--|--------------|--------------|------------|-------------|------------|
| 教育委員会 | 11 税外収入未済額の解消 (1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。 | | | | | 高校教育課 |
| | 区分 | 平成29年度末 | 平成28年度末 | 増減額 | 前年度比 | |
| | 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 | 1,920,000円 | 1,820,000円 | 100,000円 | 105.5% | |
| | 地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金 | 162,186,967円 | 158,223,675円 | 3,963,292円 | 102.5% | |
| | 高等学校等奨学金貸付金 | 154,242,806円 | 146,138,577円 | 8,104,229円 | 105.5% | |
| | 高等学校等遠距離通学費貸付金 | 39,035,866円 | 38,870,846円 | 165,020円 | 100.4% | |
| (上記税外収入未済額の処理状況) | | | | | | |
| | 区分 | 過年度発生分 | | | 現年度発生分 | 増減額 |
| | | 収入済額 A | 不納欠損額 B | 減額調定額 C | D | D-(A+B+C) |
| | 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 | 32,000円 | 120,000円 | 0円 | 252,000円 | 100,000円 |
| | 地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金 | 3,930,874円 | 0円 | 0円 | 7,894,166円 | 3,963,292円 |
| | 高等学校等奨学金貸付金 | 27,585,943円 | 0円 | 0円 | 35,690,172円 | 8,104,229円 |
| | 高等学校等遠距離通学費貸付金 | 6,572,420円 | 0円 | 0円 | 6,737,440円 | 165,020円 |

《参考》他の機関に紹介できる有効な取組事例

他の機関に紹介できる有効な取組事例について、提出のあった事例の中から主なものを以下のとおり紹介しますので、各機関の状況により、必要に応じて活用を図ってください。

1 不用パソコン等の再資源化の取組 <建設政策課>

建設部においては、不用となった事務用パソコンやOA機器等（以下「不用パソコン等」という。）の処分にあたり、建設事務所等の現地機関を含めるとその数量が多量であること、また情報セキュリティ対策や資源の再資源化が求められることから、これらの適切な処分方法が、費用面でも事務負担の面でも大きな課題でした。

当課では、これらを一括して処分することとし、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）の認定事業者で併せて長野県において産業廃棄物収集運搬の許可を持つ事業者と委託契約を締結し、処分を実施しました。

これにより、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）に基づく製造メーカーの引取りによる不用パソコン等の処分を行った場合の費用と比較して、大幅なコスト縮減となりました。また、委託先は小型家電リサイクル法の認定事業者であることから、回収からリサイクルまでの間の情報漏えいの防止対策等も講じられており、安全で確実な再資源化を図ることができました。

この取組は、小型家電リサイクル法に基づいた新しい取組であり、コスト削減とともに、情報セキュリティ対策の点でも他の機関（特に不用パソコン等を多く所有している機関）の参考となる有効な事例として評価できます。

2 消耗品の単価契約によるコスト削減及び事務効率化の取組 <長野中央警察署>

当署では、これまで燃料やコピー用紙等について単価契約による購入を行っていましたが、これに加えて、年間を通して購入頻度の高い消耗品等について単価契約を実施し、より安価な価格での購入を実現していました。

この取組は、コスト削減及び事務の効率化に有効な事例として評価できます。

(別表) 監査実施機関一覧

1 一般会計・特別会計

(1) 実地監査

| 監査実施機関名 | 監査年月日 |
|-----------------|------------|
| 体育センター | 平成30年2月8日 |
| 松本技術専門校 | 平成30年2月8日 |
| 若槻養護学校 | 平成30年2月9日 |
| 上田食肉衛生検査所 | 平成30年2月9日 |
| 安曇野警察署 | 平成30年2月14日 |
| 松本深志高等学校 | 平成30年2月14日 |
| 女性相談センター | 平成30年2月15日 |
| 科学捜査研究所 | 平成30年2月15日 |
| 若年者就業サポートセンター | 平成30年4月18日 |
| 南安曇農業高等学校 | 平成30年4月18日 |
| 長野工業高等学校 | 平成30年4月25日 |
| 屋代高等学校(附属中学校) | 平成30年4月25日 |
| 中野西高等学校 | 平成30年5月9日 |
| 中野警察署 | 平成30年5月9日 |
| 野沢北高等学校 | 平成30年5月10日 |
| 小諸商業高等学校 | 平成30年5月10日 |
| 林業総合センター | 平成30年5月16日 |
| 塩尻志学館高等学校 | 平成30年5月16日 |
| 寿台養護学校 | 平成30年5月18日 |
| 下諏訪向陽高等学校 | 平成30年5月18日 |
| 土尻川砂防事務所* | 平成30年5月23日 |
| 東北信運転免許課 | 平成30年5月23日 |
| 小諸養護学校 | 平成30年5月29日 |
| 小諸高等学校 | 平成30年5月29日 |
| 名古屋事務所 | 平成30年5月30日 |
| 名古屋観光情報センター | 平成30年5月30日 |
| 大阪事務所 | 平成30年5月31日 |
| 大阪観光情報センター | 平成30年5月31日 |
| 諏訪養護学校 | 平成30年6月1日 |
| 茅野警察署 | 平成30年6月1日 |
| 辰野高等学校 | 平成30年6月5日 |
| 畜産試験場 | 平成30年6月5日 |
| 総合リハビリテーションセンター | 平成30年6月6日 |
| 長野保健福祉事務所 | 平成30年6月6日 |
| 監査委員事務局 | 平成30年6月8日 |
| 松川高等学校 | 平成30年6月12日 |
| 看護大学 | 平成30年6月13日 |

| | |
|----------------|------------|
| 駒ヶ根警察署 | 平成30年6月13日 |
| 阿南警察署 | 平成30年6月13日 |
| 南信消費生活センター | 平成30年6月14日 |
| 南信農業試験場 | 平成30年6月14日 |
| 穂高商業高等学校 | 平成30年6月19日 |
| 中信教育事務所 | 平成30年6月19日 |
| 大町保健福祉事務所 | 平成30年6月20日 |
| 長野家畜保健衛生所 | 平成30年6月20日 |
| 上田保健福祉事務所 | 平成30年6月26日 |
| 安曇野建設事務所* | 平成30年7月3日 |
| 上伊那地域振興局* | 平成30年7月10日 |
| 上伊那農業改良普及センター | 平成30年7月10日 |
| 南信会計センター | 平成30年7月10日 |
| 伊那建設事務所* | 平成30年7月11日 |
| 伊那保健福祉事務所 | 平成30年7月11日 |
| 南信工科短期大学校 | 平成30年7月11日 |
| 情報政策課 | 平成30年7月18日 |
| 総合政策課 | 平成30年7月18日 |
| 広報県民課 | 平成30年7月18日 |
| 産業政策課 | 平成30年7月18日 |
| 産業立地・経営支援課 | 平成30年7月18日 |
| ものづくり振興課 | 平成30年7月18日 |
| 人事課 | 平成30年7月19日 |
| コンプライアンス・行政経営課 | 平成30年7月19日 |
| 情報公開・法務課 | 平成30年7月19日 |
| 総務事務課 | 平成30年7月19日 |
| 環境政策課 | 平成30年7月19日 |
| 生活排水課 | 平成30年7月19日 |
| 水大気環境課 | 平成30年7月19日 |
| 健康福祉政策課 | 平成30年7月24日 |
| 医療推進課 | 平成30年7月24日 |
| 地域福祉課 | 平成30年7月24日 |
| 環境エネルギー課 | 平成30年7月24日 |
| 人材育成課 | 平成30年7月24日 |
| 労働雇用課 | 平成30年7月24日 |
| 介護支援課 | 平成30年7月25日 |
| 障がい者支援課 | 平成30年7月25日 |
| 文化政策課 | 平成30年7月25日 |
| 建設政策課 | 平成30年7月26日 |
| 道路管理課 | 平成30年7月26日 |

(注) *印箇所は工事等監査対象機関を表します。(以下同じ。)

| | | | | |
|--------------|-------------|-----------------|---|-------------|
| 道路建設課 | 平成30年 7月26日 | 建築住宅課 | * | 平成30年 8月 8日 |
| 健康増進課 | 平成30年 7月27日 | リニア整備推進局 | | 平成30年 8月 8日 |
| 保健・疾病対策課 | 平成30年 7月27日 | 財産活用課 | | 平成30年 8月20日 |
| 食品・生活衛生課 | 平成30年 7月27日 | 人権・男女共同参画課 | | 平成30年 8月20日 |
| 薬事管理課 | 平成30年 7月27日 | くらし安全・消費生活課 | | 平成30年 8月20日 |
| 教育政策課 | 平成30年 7月27日 | 消防課 | | 平成30年 8月20日 |
| 高校教育課 | 平成30年 7月27日 | 危機管理防災課 | | 平成30年 8月20日 |
| 文化財・生涯学習課 | 平成30年 7月27日 | 森林政策課 | | 平成30年 8月20日 |
| 秘書課 | 平成30年 7月30日 | 信州の木活用課 | | 平成30年 8月20日 |
| 税務課 | 平成30年 7月30日 | 森林づくり推進課 | | 平成30年 8月20日 |
| 県民協働課 | 平成30年 7月30日 | 交通政策課 | | 平成30年 8月21日 |
| 国際課 | 平成30年 7月30日 | 市町村課 | | 平成30年 8月21日 |
| 河川課 | 平成30年 7月30日 | 地域振興課 | | 平成30年 8月21日 |
| 砂防課 | 平成30年 7月30日 | 教学指導課 | | 平成30年 8月21日 |
| 都市・まちづくり課 | 平成30年 7月30日 | 心の支援課 | | 平成30年 8月21日 |
| 農業政策課 | 平成30年 8月 1日 | 警察本部 | | 平成30年 8月21日 |
| 農業技術課 | 平成30年 8月 1日 | 上田地域振興局 | * | 平成30年 8月27日 |
| 園芸畜産課 | 平成30年 8月 1日 | 上田農業改良普及センター | | 平成30年 8月27日 |
| 義務教育課 | 平成30年 8月 1日 | 北アルプス地域振興局 | * | 平成30年 8月29日 |
| 特別支援教育課 | 平成30年 8月 1日 | 北アルプス農業改良普及センター | | 平成30年 8月29日 |
| 保健厚生課 | 平成30年 8月 1日 | 上田建設事務所 | * | 平成30年 9月 5日 |
| こども・家庭課 | 平成30年 8月 2日 | 農業大学校 | | 平成30年 9月 6日 |
| 私学振興課 | 平成30年 8月 2日 | 木曽地域振興局 | * | 平成30年 9月11日 |
| 高等教育振興課 | 平成30年 8月 2日 | 木曽農業改良普及センター | | 平成30年 9月11日 |
| 自然保護課 | * | 木曽建設事務所 | * | 平成30年 9月12日 |
| 資源循環推進課 | 平成30年 8月 2日 | 木曽保健福祉事務所 | | 平成30年 9月12日 |
| 山岳高原観光課 | 平成30年 8月 6日 | 長野地域振興局 | * | 平成30年 9月18日 |
| 観光誘客課 | 平成30年 8月 6日 | 長野農業改良普及センター | | 平成30年 9月18日 |
| スポーツ課 | 平成30年 8月 6日 | 北信会計センター | | 平成30年 9月18日 |
| 労働委員会事務局 | 平成30年 8月 7日 | 総合県税事務所 | | 平成30年 9月19日 |
| 職員キャリア開発センター | 平成30年 8月 7日 | 総合県税事務所北信事務所 | | 平成30年 9月19日 |
| 職員課 | 平成30年 8月 7日 | 病害虫防除所 | | 平成30年 9月19日 |
| 次世代サポート課 | 平成30年 8月 7日 | 農業試験場 | | 平成30年 9月19日 |
| 財政課 | 平成30年 8月 7日 | 果樹試験場 | | 平成30年 9月19日 |
| 会計課 | 平成30年 8月 8日 | 大町建設事務所 | * | 平成30年 9月21日 |
| 契約・検査課 | 平成30年 8月 8日 | 諏訪建設事務所 | * | 平成30年 9月26日 |
| 農地整備課 | 平成30年 8月 8日 | | | |
| 農村振興課 | 平成30年 8月 8日 | | | |
| 議会事務局 | 平成30年 8月 8日 | | | |
| 施設課 | * | | | |
| | 平成30年 8月 8日 | | | |

(2) 書面監査

| | | |
|--------------|----------------|-----------|
| 監査実施機関名 | 公衆衛生専門学校 | 佐久建設事務所 |
| 人事委員会事務局 | 精神保健福祉センター | 飯田建設事務所 |
| 佐久地域振興局 * | 松本食肉衛生検査所 | 松本建設事務所 |
| 諏訪地域振興局 * | 長野食肉衛生検査所 | 千曲建設事務所 |
| 南信州地域振興局 * | 動物愛護センター | 須坂建設事務所 |
| 松本地域振興局 * | 環境保全研究所 | 長野建設事務所 |
| 北信地域振興局 * | 千曲川流域下水道事務所 * | 北信建設事務所 |
| 消防学校 | 計量検定所 | 犀川砂防事務所 |
| 消防防災航空センター | 工業技術総合センター | 姫川砂防事務所 |
| 松本空港管理事務所 | 〃 精密・電子・航空技術部門 | 東信会計センター |
| 東京事務所 | 〃 環境・情報技術部門 | 中信会計センター |
| 東信県税事務所 | 〃 食品技術部門 | 東信教育事務所 |
| 東信県税事務所上田事務所 | 工科短期大学校 | 南信教育事務所 |
| 南信県税事務所 | 長野技術専門校 | 北信教育事務所 |
| 南信県税事務所諏訪事務所 | 岡谷技術専門校 | 総合教育センター |
| 南信県税事務所飯田事務所 | 飯田技術専門校 | 県立長野図書館 |
| 中信県税事務所 | 佐久技術専門校 | 県立歴史館 |
| 中信県税事務所木曾事務所 | 上松技術専門校 | 飯山高等学校 |
| 中信県税事務所大町事務所 | 東信労政事務所 | 下高井農林高等学校 |
| 北信消費生活センター | 南信労政事務所 | 中野立志館高等学校 |
| 中信消費生活センター | 中信労政事務所 | 須坂東高等学校 |
| 東信消費生活センター | 北信労政事務所 | 須坂高等学校 |
| 男女共同参画センター | 信州首都圏総合活動拠点 | 須坂創成高等学校 |
| 中央児童相談所 | 佐久農業改良普及センター | 北部高等学校 |
| 松本児童相談所 | 諏訪農業改良普及センター | 長野吉田高等学校 |
| 飯田児童相談所 | 南信州農業改良普及センター | 長野高等学校 |
| 諏訪児童相談所 | 松本農業改良普及センター | 長野西高等学校 |
| 佐久児童相談所 | 北信農業改良普及センター | 長野商業高等学校 |
| 波田学院 | 野菜花き試験場 | 長野東高等学校 |
| 佐久保健福祉事務所 | 野菜花き試験場佐久支場 | 長野南高等学校 |
| 諏訪保健福祉事務所 | 佐久家畜保健衛生所 | 篠ノ井高等学校 |
| 飯田保健福祉事務所 | 伊那家畜保健衛生所 | 更級農業高等学校 |
| 松本保健福祉事務所 | 飯田家畜保健衛生所 | 松代高等学校 |
| 北信保健福祉事務所 | 松本家畜保健衛生所 | 屋代南高等学校 |
| 須坂看護専門学校 | 水産試験場 | 坂城高等学校 |
| 福祉大学校 | 林業大学校 | 上田千曲高等学校 |

| | | |
|-----------------|------------|-----------|
| 上田高等学校 | 田川高等学校 | 諏訪警察署 |
| 上田染谷丘高等学校 | 梓川高等学校 | 岡谷警察署 |
| 上田東高等学校 | 松本工業高等学校 | 伊那警察署 |
| 丸子修学館高等学校 | 松本県ヶ丘高等学校 | 飯田警察署 |
| 東御清翔高等学校 | 松本美須ヶ丘高等学校 | 木曾警察署 |
| 蓼科高等学校 | 松本蟻ヶ崎高等学校 | 塩尻警察署 |
| 望月高等学校 | 松本筑摩高等学校 | 松本警察署 |
| 軽井沢高等学校 | 明科高等学校 | 大町警察署 |
| 佐久平総合技術高等学校 | 豊科高等学校 | 鑑識課 |
| 岩村田高等学校 | 池田工業高等学校 | 交通機動隊 |
| 野沢南高等学校 | 大町岳陽高等学校 | 高速道路交通警察隊 |
| 小海高等学校 | 白馬高等学校 | 中南信運転免許課 |
| 富士見高等学校 | 長野盲学校 | 機動隊 |
| 茅野高等学校 | 松本盲学校 | 警察学校 |
| 諏訪実業高等学校 | 長野ろう学校 | 機動捜査隊 |
| 諏訪清陵高等学校（附属中学校） | 松本ろう学校 | 自動車警ら隊 |
| 諏訪二葉高等学校 | 長野養護学校 | |
| 岡谷東高等学校 | 伊那養護学校 | |
| 岡谷南高等学校 | 松本養護学校 | |
| 岡谷工業高等学校 | 花田養護学校 | |
| 箕輪進修高等学校 | 稲荷山養護学校 | |
| 上伊那農業高等学校 | 上田養護学校 | |
| 高遠高等学校 | 飯田養護学校 | |
| 伊那北高等学校 | 安曇養護学校 | |
| 伊那弥生ヶ丘高等学校 | 飯山養護学校 | |
| 赤穂高等学校 | 木曾養護学校 | |
| 駒ヶ根工業高等学校 | 長野中央警察署 | |
| 飯田高等学校 | 飯山警察署 | |
| 飯田風越高等学校 | 須坂警察署 | |
| 飯田O I D E長姫高等学校 | 長野南警察署 | |
| 下伊那農業高等学校 | 千曲警察署 | |
| 阿智高等学校 | 上田警察署 | |
| 阿南高等学校 | 小諸警察署 | |
| 蘇南高等学校 | 佐久警察署 | |
| 木曾青峰高等学校 | 軽井沢警察署 | |

(注) 書面監査は、平成30年11月6日までに終了しました。

2 企業特別会計

(1) 実地監査

| 監査実施機関名 | 監査年月日 |
|-------------|-------------|
| 上田水道管理事務所 * | 平成30年 6月26日 |
| 企業局 | 平成30年 7月13日 |

(2) 書面監査

| 監査実施機関名 |
|---------------|
| 南信発電管理事務所 * |
| 北信発電管理事務所 * |
| 川中島水道管理事務所 * |
| 松塩水道用水管理事務所 * |

(注) 書面監査は、平成30年11月 6 日までに終了しました。